新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月9日提出

新居浜市長 石 川 勝 行

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例

新居浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第42条第4項中「特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める」を「次のいずれかに該当する」に、「同号」を「第1項第3号」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1)市長が、児童福祉法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子どもを優先的に取り扱う措置その他の特定地域型保育事業者による特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。
- (2) 特定地域型保育事業者による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が

著しく困難であると認めるとき(前号に該当する場合を除く。)。

第42条第5項中「前項」を「前項(第2号に該当する場合に限る。)」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

## 提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の 運営に関する基準の一部改正に伴い、特定地域型保育の提供が終了する際の連携施設の 確保に関する基準を緩和するため、本案を提出する。